

公益社団法人 日本速記協会
ホームページ バナー広告掲載規程

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本速記協会（以下「当協会」という。）のホームページに掲載するバナー広告に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(広告掲載基準)

第2条 ホームページに掲載するバナー広告は、次の基準を満たすものとする。

- (1) 当協会の定款に定める目的に資するものであること。
- (2) 速記及び発言記録作成の領域に関連する内容であること。
- (3) 関係諸法規を遵守したものであること。
- (4) 公序良俗に反するものではないこと。
- (5) 当協会のホームページの運用に支障のないものであること。

(掲載内容の責任の所在)

第3条 掲載された広告内容についての一切の責任は、広告主が負うものとし、情報掲載の結果、当協会が損害を受けた場合は、法的、倫理的責任等、一切の責任は広告主が負うものとする。

(掲載の可否)

第4条 広告掲載の可否の決定権は、当協会広報部（以下「広報部」という）にあるものとし、広報部が掲載することが不相当と判断した場合には、広告主に理由を述べずに掲載を拒否することができるものとする。

(広告掲載枠等)

第5条 広告掲載募集枠は、10 枠以内とする。ただし、同一の者が同時に2以上の枠に広告を掲載することはできない。

- 2 応募が多数の場合は、広報部にて掲載順を決定する。

(広告掲載期間)

第6条 広告掲載期間は、1 カ月単位とする。

(広告の規格等)

第7条 バナー広告は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) サイズ 縦 52 ピクセル×横 160 ピクセル

- (2) 画像データは GIF 形式または JPEG 形式とし、アニメーション、ロールオーバー画像が変化するものは不可とする。

(広告掲載料金)

第 8 条 広告掲載料金は、次のとおりとする。

会員 10,000 円 一般 20,000 円

- 2 広告掲載料金は、掲載開始月の前月末日までに当協会の指定する口座に、広告掲載期間分の費用を一括で振り込むものとする。入金の確認ができない場合は掲載しないものとする。
- 3 入金済みの広告掲載料金は、いかなる場合でも返金しないものとする。

(掲載申し込みから広告掲載までの流れ)

第 9 条 掲載申し込みから広告掲載までの流れは、次のとおりとする。

- (1) 広告主は、掲載申込書（様式 1）及び掲載原稿を当協会事務局まで電子メールで送付する。（宛先：info@sokki.or.jp）
- (2) 受付期間は、掲載開始月の前々月の 15 日（必着）とする。ただし、15 日が土日または祝日の場合は前営業日（必着）とする。
- (3) 広報部で審査後、原則として掲載開始月の前月 15 日までに審査の結果を広告主に報告する。
- (4) 掲載を決定した広告は、原則として掲載開始月の 1 日から所定の場所に掲載し、掲載期間が満了した翌日に掲載を終了する。ただし、掲載開始月の 1 日、2 日が土日、3 日の月曜日が祝日の場合、火曜日から掲載する。

(掲載広告の強制的削除)

第 10 条 広告掲載後であっても、広告掲載基準に反すると判断した場合は、強制的に削除できるものとする。

(その他)

第 11 条 本規程に定めのない事項については、必要に応じて広報部が定めることとする。

- 2 広告掲載枠は、いずれも掲載期間保証型広告とし、掲載期間内のバナークリック数や掲載商品の売り上げなどを保証しないものとする。

附則

本規程は議決の日から施行する。（平成 26 年 2 月 15 日理事会議決）